



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



日差しはきつくなってきましたが、まだまだ風はきつくて冷たいですね。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

入学までの休みを（ダラダラ）満喫している長女のたっでの願いで、再び我が家にハムスターがやってきました。やはりこちょこちょと小さなものが動くのはかわいく、見ていると飽きません。ついつい触りたくなってしまいます。



* 職場で役立つ心理学 *
～席の選び方にも性格が出る～

喫茶店や図書館などで好きな席を選べるとき、あなたはどの席を選びますか？ 選んだ席でその人の性格が分かります。

- ①入口近くの席…素早く出入りがしやすい席。決断が早く行動力もある人。反面、物事を深く追求しない傾向もある。
- ②中央の席…自信满满で自己顕示欲が強い。人の目を気にしない、他人に無関心な人。
- ③カウンター席…目の前に壁しかないカウンター席を選ぶ人は、自分の世界に没頭したい人。周りに関わりたくない内向的なタイプ。
- ④壁際の席…壁に背を向けて座る人は、人間観察が好きな野次馬タイプ。基本的には内向的だが、好奇心が旺盛。
- ⑤奥の席…空間や人の行動を見渡せるため、安心感がある席。場の空気を大事にし、周りに気を配る防衛的タイプが選ぶ。

★3月のお仕事カレンダー★



3/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8000万円未満の工事 ●2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	<ul style="list-style-type: none"> ●3/15は所得税・贈与税の申告・納税期限 ●所得税の確定申告書の提出 ●確定申告税額の延納の届出書の提出 ●所得税確定損失申告書の提出 ●贈与税の申告(前年度分) ●個人の道府県民税・市町村民税の申告 ●個人事業税の申告
3/31	<ul style="list-style-type: none"> ●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付 ●個人事業者の消費税の確定申告 ●1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告 ●4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

★法改正情報★



～協会けんぽの保険料率が変わります～

協会けんぽの保険料率が、平成29年3月分(4月納付)から変わります。

東京都	9.91%
三重県	9.92%
滋賀県	9.92%
京都府	9.99%
大阪府	10.13%
兵庫県	10.06%
奈良県	10.00%
和歌山県	10.06%

介護保険料は全国一律です。

全国一律	1.65%
------	-------

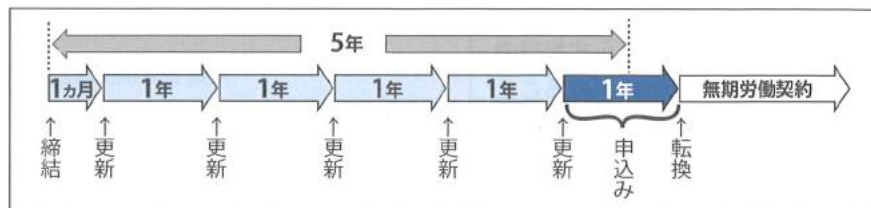
3月分の保険料(4月に支払う給与から控除)から、新しい保険料率で計算することになりますので、給与計算の準備をしておきましょう。

無期転換ルール
いよいよ5年後の更新が近づいています。

●無期転換ルールとは？

平成 25 年の労働契約法改正によって、「無期転換ルール」という制度が始まりました。その通算 5 年というのが、いよいよ来年 4 月に迫っています。これは、平成 25 年 4 月以降、同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えた場合に、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換される制度です。労働者から申し込みがあれば、会社はそれを拒否することはできません。

通算 5 年になったら、次の更新をどうするか慎重に考えないといけないということになりますが、実際のところは 5 年経ってからの準備では遅いかもしれません。



●通算をリセットできる期間があります。

前の契約期間と次の契約期間との間に一定の空白期間があれば、通算期間が一旦リセットされることになっています。1 年契約の場合だと 6 ヶ月の空白期間が必要になります。

●制度の構築

無期雇用＝正社員とは限りませんので、労働者からの無期転換の申し込みに対して、必ずしも正社員にしなければならないというわけではありません。ただし、どのように扱うのか明確になっていなければ無用のトラブルになりますので、有期労働契約は 5 年を超えて更新しない、あるいは、「無期雇用社員」「限定正社員」などの明確な制度作りのご準備を今から始めておいていただくことをお勧めします。

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

